

那須塩原市省エネ診断支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、那須塩原市省エネ診断支援補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）を受診する市内に事業所を有する中小企業者等に対しその費用の一部を補助することにより、中小企業者等のエネルギー利用の最適化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

(2) 事業所 工場、店舗又は事務所その他現に事業の用に供する施設をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有する次のいずれかに該当する者

ア 中小企業者

イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社に該当しない社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、協同組合

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 補助金の交付を受けようとする年度において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(4) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる省エネ診断は、市内に所在する事業所に対して行われるものであって、別表第1の左欄に掲げる申請機関の区分に応じ、それぞれ当該右

欄に定めるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条及び第12条第1項の規定にかかわらず、那須塩原市省エネ診断支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ診断の受診費用の支払を証する書類
- (2) 省エネ診断の報告書の写し
- (3) 省エネ診断を受診した事業所を市内に有していることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があった場合は、規則第5条第1項及び第15条の規定にかかわらず、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、併せて補助金の額を確定する。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付を決定し、併せてその額を確定したときは那須塩原市省エネ診断支援補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは那須塩原市省エネ診断支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、速やかに那須塩原市省エネ診断支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けて、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第8条第2項の規定による交付決定及び額の確定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の規定による決定及

び確定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により第8条第1項の規定による決定及び確定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(書類の保管期間)

第11条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(検査等)

第12条 市長は、申請者に対し、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、事業効果又は省エネルギー化の取組状況等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月4日から施行し、令和8年7月1日以後に受診した省エネ診断から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第13条までの規定は、同日以後も、なお効力を有する。

別表第1（第5条関係）

申請機関	診断名
一般財団法人省エネルギーセンター	省エネ最適化診断
	ステップアップ診断

一般社団法人環境共創イニシアチブ	ウォークスルー診断
	I T 診断
	伴走支援

別表第 2（第 6 条関係）

補助対象経費	補助金の額
省エネ診断の受診に係る費用 （ただし、消費税及び地方消費税 相当額を除く。）	補助対象経費の 2 分の 1 の額（その額 に 1 0 0 円未満の端数があるときは、こ れを切り捨てた額）とし、1 0 万円を限 度とする。